

調査報告書

令和5年6月22日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久 殿

調査実施者

弁護士 木村 裕介

第1 調査の方法

当職は、消費者契約法第31条第2項に基づいて、特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下「法人」という。）の差止請求関係業務その他の業務が消費者契約法（以下「法」という。）に従って業務が適正に遂行されているかどうかに関して、2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日）の業務遂行状況を調査した。

調査は、主として法人の関連書類を閲覧し、法人の業務責任者等へ当該差止業務及びその他の業務について説明を受けることにより実施した。また、重要な帳簿等その他の書類については、その書類の保管状況が適切であるかを確認した。

第2 調査の概要

調査項目は、以下のとおりである。

- 1 法第30条（帳簿の作成及び保存関係）に関連し、消費者契約法施行規則（以下「規則」という。）の以下の各号
 - (1) 規則第21条第1項第1号（差止請求権の行使に関し、事業者等との交渉を記録したもの）
 - (2) 規則第21条第1項第2号（差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、仲裁、和解、調停、強制執行仮処分命令の申立てその他の手続の当事

者となった場合、その概要及び結果を記載したもの)

- (3) 規則第21条第1項第3号(消費者被害収集業務の概要を記録したもの)
- (4) 規則第21条第1項第4号(差止請求情報提供業務の概要を記録したもの)
- (5) 規則第21条第1項第5号(規則第21条第1項第1号から第4号の帳簿書類の作成に用いた関係資料の綴り)
- (6) 規則第21条第1項第6号(理事会の議事録並びに法第13号第3項第5号の検討を行う部門における検討及び結果等を記録したもの)
- (7) 規則第21条第1項第7号(会計簿)
- (8) 規則第21条第1項第8号(会費、寄付その他これに類するものに関する記録)
- (9) 規則第21条第1項第9号(法第28条第1項各号に規定する財産上の利益の受領を記録したもの)

2022年度は財産上の利益の受領はなく、該当する書類はない。

- 2 法第16条第2項(適格消費者団体である旨の事務所での掲示)
- 3 法第18条(変更の届け出)
- 4 法第23条第4項(他団体への通知及び内閣総理大臣への報告義務)
- 5 法第28条(財産上の利益の受領の禁止等)

2022年度は財産上の利益の受領はなく、該当する書類はない。

- 6 法第31条(財務諸表の作成、備え置き、閲覧及び提出等)
- 7 その他(登記事項に関する登記事務)

第3 調査の結果

調査の概要に記載の事項について調査した結果、法及び規則に定められた書類はすべて適正に作成及び保管されている。また法及び規則に定められた事項はすべて適正に運営及び処理されている。

以上